

令和8年度（令和7年分）所得税税制改正及び「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」・「特別徴収への変更依頼書」の内容反映締切日の変更について

1. 令和8年度（令和7年分）所得税税制改正について（令和7年8月現在）

主な改正点は以下のとおりです。年末調整の計算時は御留意ください。詳細は、国税庁のホームページ又は「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を御確認ください。

- **基礎控除の見直し**：控除額を58万円に引き上げ（合計所得金額2,350万円以下の者）。合計所得金額655万円までその金額に応じて控除額を上乗せ（「基礎控除の特例」の創設）。
- **給与所得控除の見直し**：最低保障額を65万円に引き上げ。令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の改正。
- **特定親族特別控除の創設**：特定親族（居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族（配偶者等を除く）で合計所得金額が58万円超123万円以下の者）を有する場合、特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を控除する特定親族特別控除を創設。年末調整で同控除を適用する場合、従業員は事業所に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出が必要。
- **扶養親族等の所得要件の改正**：扶養控除等の対象となる扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件を58万円以下に引き上げ。

2. 「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」・「特別徴収への変更依頼書」の内容反映締切日の変更について（豊田市の市民税・県民税等の給与特別徴収関係事務について）

市民税・県民税・森林環境税を納めている従業員の方に、異動（退職・休職・転勤、就職等）が生じた場合に御提出いただく「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」・「特別徴収への変更依頼書」について、豊田市ではこれまで、毎月10日前後に設定されている内容反映締切日までに御提出があった分を、同月中旬ごろに発送する「市民税・県民税・森林環境税 税額変更通知書」に反映していました。

このことについて、令和8年1月以降、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づいて、豊田市においても課税に使用するシステムが標準システムへ移行することに伴い、内容反映締切日を**月末開庁日前日**に変更いたします。令和8年以降の御提出の際には、御留意くださいようお願いいたします。

【内容反映の予定について】

内容反映締切日

税額変更通知書発送

- 令和7年11月まで

毎月10日前後

同月中旬ごろ

- 令和7年12月

令和7年12月3日まで

12月中旬ごろ

令和7年12月26日
(令和7年最終開庁日)まで

1月中旬ごろ

- 令和8年1月以降

月末開庁日前日

翌月中旬ごろ

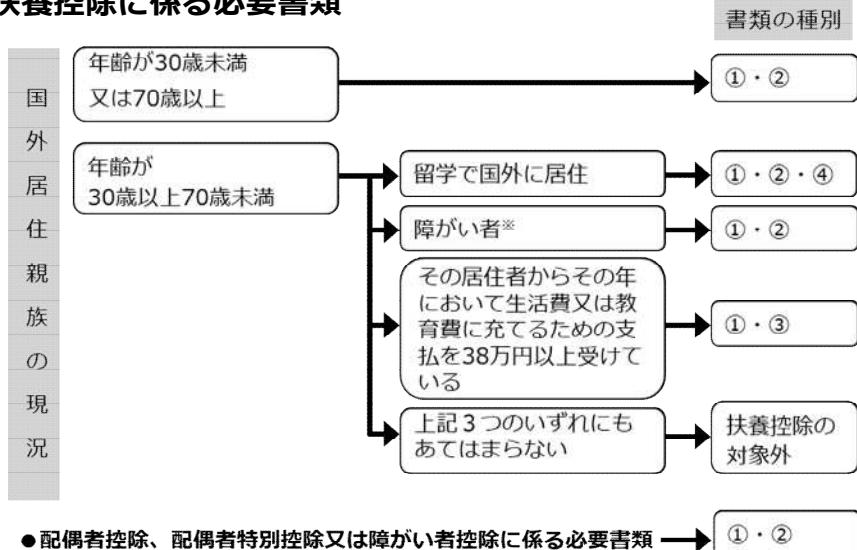
※システムと事務の見直しにより、変更となる場合があります。

国外居住親族に係る扶養控除等の適用における必要書類等について

給与等の源泉徴収及び年末調整において、給与等の支払を受ける居住者の方が、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、当該親族に係る**親族関係書類、送金関係書類等**を源泉徴収義務者に**提出又は提示**しなければならないこととされています

事業所様におかれましては、年末調整を行うに当たり、該当する方について、以下の書類の確認をお願いいたします。

●扶養控除に係る必要書類



●配偶者控除、配偶者特別控除又は障がい者控除に係る必要書類 → ①・②

* 障がい者控除の要件に該当する方。

●必要書類

種 別	書類の例	注意事項等
①親族関係書類 ※原本。旅券のみ 写し可。	・出生証明書 ・婚姻証明書 ・戸籍謄本 ・国外居住親族の旅券	・国外居住親族の 氏名・生年月日・住所 が分かる書類であることが必要です。 ・1つの書類では親族であることを証明できない場合は、複数の書類を組み合わせて明らかにする必要があります。 (例) 非居住者である配偶者の母の扶養控除を適用する場合、以下の2つの書類が必要です。 (ア) 「本人と配偶者との婚姻関係を証する書類」 (イ) 「配偶者と配偶者の母との親子関係を証する書類」
②送金関係書類 ※写し可。	・外国送金依頼書の控え等	・送金元名義人と申告者は同じであることが必要です。 ・国外居住親族が複数いる場合には、送金関係書類は、扶養控除等を適用する国外居住親族の各人宛のものが必要です。 ・現金の手渡しは、扶養控除等適用の対象外です。
③38万円送金書類 ※写し可。	・外国送金依頼書の控え等	・注意事項は、②送金関係書類と同様です。 ・原則送金等を行った全ての書類を提出又は提示する必要があります。
④留学ビザ等書類 ※写し可。	・外国における査証(ビザ) に類する書類 ・外国における在留カードに 相当する書類	

☆上記必要書類が外国語で作成されている場合は、法令によりその翻訳文が必要です。